

原規規発第 1907235 号

令和元年 10 月 4 日

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明 殿

原子力規制委

### 福島第一原子力発電所特定原子力施設の一部使用承認について

令和元年 7 月 4 日付け廃炉発官 R 1 第 4 9 号をもって申請がありました上記の件については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第 20 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

#### 記

#### 1. 対象設備

福島第一原子力発電所  
原子炉格納容器内窒素封入設備  
主要配管  
窒素封入ラインの一部

#### 2. 使用期間

自：使用しようとする発電用原子炉施設のうち、一部使用しようとする範囲に係る原子炉格納容器内窒素封入設備の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第 20 条第 1 項の表第 1 号及び第 2 号の工事の工程に係る使用前検査が終了した時  
至：平成 30 年 1 月 1 日 2 日付け廃炉発官 30 第 2 3 2 号をもって申請があった使用前検査申請に係る全ての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 4 条の 3 第 7 項に基づく使用前検査の終了まで

#### 3. 使用の方法

申請書「使用の方法」の欄に記載の方法のとおり